第十八号様式の八（参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

宣　誓　書

私は、公職選挙法第86条の８（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第１項、第87条（重複立候補等の禁止）第１項、同条第６項において準用する同条第４項、第251条の２（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第251条の３（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏　名　印

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第十八号様式の八（参議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の五関係）

宣　誓　書

私は、公職選挙法第86条の８第１項、第87条第１項、同条第６項において準用する同条第４項、第251条の２又は第251条の３の規定により何年何月何日執行の何選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏　名　印

附　則

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則別記第十六号様式の六、別記第十七号様式の七及び別記第十八号様式の八の改正規定については、公布の日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則を廃止する省令

総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省令第二号）は、廃止する。

附　則

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二条第五項第八号の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部改正）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。